

議案第7号

朝来市水道事業給水条例等の一部を改正する条例制定について  
朝来市水道事業給水条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和8年2月25日提出

朝来市長 藤 岡 勇

提案理由要旨

災害その他非常の場合において、他の市町村長が指定した工事業者による給水装置及び排水設備工事の施行を可能とするため、所要の条例整備をしようとするものです。

朝来市条例第 号

朝来市水道事業給水条例等の一部を改正する条例

(朝来市水道事業給水条例の一部改正)

第1条 朝来市水道事業給水条例(平成17年朝来市条例第219号)の一部を次のように改正する。

なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 案	改 正 前
<p>(工事の施行)</p> <p>第7条 給水装置工事は、管理者が法第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が<u>施行する。</u> <u>ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第7条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下この項において同じ。)</u> <u>又は他の市町村長が法第16条の2第1項の指定をした者が給水工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>2 前項の規定による指定給水装置工事事業者が給水装置工事を<u>施行する</u>場合は、あらかじめ管理者の設計審査を受け、かつ、工事竣工後に管理者の工事検査を受けなければならない。</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第28条 (略)</p> <p>2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の<u>施行した</u>給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構</p>	<p>(工事の施行)</p> <p>第7条 給水装置工事は、管理者が法第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が<u>施工する。</u></p> <p>2 前項の規定による指定給水装置工事事業者が給水装置工事を<u>施工する</u>場合は、あらかじめ管理者の設計審査を受け、かつ、工事竣工後に管理者の工事検査を受けなければならない。</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第28条 (略)</p> <p>2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の<u>施工した</u>給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構</p>

<p>造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p> <p>(過料)</p> <p>第34条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第7条第1項に規定する者以外の者で、同条同項に規定する工事を<u>施行</u>したもの</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p> <p>(過料)</p> <p>第34条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第7条第1項に規定する者以外の者で、同条同項に規定する工事を<u>施工</u>したもの</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p>
--	--

(朝来市工業用水道事業給水条例の一部改正)

第2条 朝来市工業用水道事業給水条例（平成17年朝来市条例第220号）の一部を次のように改正する。

なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 案	改 正 前
<p><u>第2章 給水の申込み及び基本使用水量の決定</u></p> <p>(工事の施行)</p> <p>第10条 工事は、<u>朝来市水道事業給水条例（平成17年朝来市条例第219号）第7条第1項の規定を準用し</u>、これに要する費用は申込者の負担とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(給水の停止)</p> <p>第28条 (略)</p> <p>2 管理者は、前項の規定によるもののほか、<u>環境の保全と創造</u></p>	<p><u>第2章 給水の申込み及び使用水量の決定</u></p> <p>(工事の施行)</p> <p>第10条 工事は、<u>管理者が定めた指定給水装置工事事業者が行い</u>、これに要する費用は申込者の負担とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(給水の停止)</p> <p>第28条 (略)</p> <p>2 管理者は、前項の規定によるもののほか、<u>兵庫県公害防止条</u></p>

に関する条例（平成7年兵庫県条例第28号）第56条の規定による要請があったときは、給水を制限し、又は停止することができる。

例（昭和44年兵庫県条例第53号）第29条の4の規定による要請があったときは、給水を制限し、又は停止することができる。

（朝来市下水道条例の一部改正）

第3条 朝来市下水道条例（平成17年朝来市条例第224号）の一部を次のように改正する。

なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 案	改 正 前
<p>（排水設備等の工事の実施）</p> <p>第6条 排水設備等の新設等の工事（規程で定める軽微な工事を除く。）は、排水設備等の工事に関し、規程で定める技能を有する者（以下「責任技術者」という。）を選任する業者として同規程で定めるところにより管理者が指定したもの（以下「指定業者」という。）でなければ、行ってはならない。ただし、市において工事を実施するとき又は災害その他非常の場合において、<u>管理者が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。）の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>2・3 （略）</p> <p>（在来排水施設の認定）</p> <p>第8条 <u>前条第1項の検査を受けていない在来の排水施設を同条に定める排水設備として使用しようとする者は、規程で定めるところにより、あらかじめ管理者に申請し、認定を受けなければ</u></p>	<p>（排水設備等の工事の実施）</p> <p>第6条 排水設備等の新設等の工事（規程で定める軽微な工事を除く。）は、排水設備等の工事に関し、規程で定める技能を有する者（以下「責任技術者」という。）を選任する業者として同規程で定めるところにより管理者が指定したもの（以下「指定業者」という。）でなければ、行ってはならない。ただし、市において工事を実施するときは、この限りでない。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（在来排水施設の認定）</p> <p>第8条 <u>第7条第1項の検査を受けていない在来の排水施設を同条に定める排水設備として使用しようとする者は、規程で定めるところにより、あらかじめ管理者に申請し、認定を受けなければ</u></p>

らない。

ならない。

(朝来市コミュニティ・プラント条例の一部改正)

第4条 朝来市コミュニティ・プラント条例（平成17年朝来市条例第225号）の一部を次のように改正する。

なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 案	改 正 前
(排水設備等の工事の実施) 第5条 排水設備の新設等の工事は、 <u>朝来市下水道条例（平成17年朝来市条例第224号）第6条の規定を準用する。この場合において、「管理者が」とあるのは「市長が」と読み替えるものとする。</u>	(排水設備等の工事の実施) 第5条 排水設備の新設等の工事は、 <u>市長が指定する業者によつて行わなければならない。</u>

(朝来市農業集落排水処理施設条例の一部改正)

第5条 朝来市農業集落排水処理施設条例（平成17年朝来市条例第226号）の一部を次のように改正する。

なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 案	改 正 前
(排水設備等の工事の実施) 第5条 排水設備の新設等の工事は、 <u>朝来市下水道条例（平成17年朝来市条例第224号）第6条の規定を準用する。</u>	(排水設備等の工事の実施) 第5条 排水設備の新設等の工事は、 <u>管理者が指定する業者によつて行わなければならない。</u>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。